

# 審査委員会規程

## 第1章 総 則

第1条 一般社団法人日本クレー射撃協会（以下「本会」という）は、本会定款細則第6条3号に基づき、審査委員会（以下「委員会」という）を設ける。

## 第2章 事 業

第2条 委員会は下記の事業及び業務を行う。

### （審査部門）

- (1) 公認審判員の養成並びに資格の認定
- (2) 公認射撃場指導員の養成並びに資格の認定
- (3) 各種競技大会の審査団の委嘱及び派遣
- (4) 競技規則集の編集、発行
- (5) その他、審査に関する事項

### （検定部門）

- (1) 装弾やクレー標的の検定
- (2) 射撃場やクレー放出機・スコアボードの検定
- (3) その他、検定に関する事項

### （段級位審査部門）

- (1) 各種競技大会における段級位の審査及び認定
- (2) 名誉段位の審査及び認定
- (3) その他、段級位審査に関する事項

### （資格審査部門）

- (1) 登録会員資格審査に関する事業
- (2) 国際スポーツ射撃連盟（ISSF）、（公財）日本スポーツ協会及び（公財）日本オリエンピック委員会等の指導に基づく資格審査に関する事業
- (3) その他、資格審査に関する事項

### 第3章 委員

第3条 常任委員会は、次の委員をもって構成する。

委員長	1名
副委員長	若干名
常任委員	若干名

第4条 委員長は、理事会の決議によって選任する。

2. 副委員長は、委員長の指名により選任する。
3. 常任委員は、各ブロックから選出された者及び委員長より指名された者により構成する。
4. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

第5条 委員長は、委員会を代表し、審査に関する会務を掌理する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### 第4章 常任委員会

第6条 常任委員会は、委員長、副委員長、及び常任委員によって構成される。

第7条 常任委員会は、委員会の目的を達成するための事業について決議する。

第8条 常任委員会は、年に1回以上開催されるものとする。

2. 常任委員会は、委員長が議長を務める。

第9条 常任委員会の定則数は、過半数とする。但し、委任による出席を含む。

2. 常任委員会における決議は、出席者の過半数によりなされる。

第10条 正副委員長は、緊急を要する場合に限り、常任委員会の業務を代行することができる。但し、その場合は、書面により速やかに常任委員会に報告しなければならない。

### 第5章 規程の変更

第11条 この規程の改廃は、常任委員会の3分の2以上の同意及び理事会の承認を経なければならない。

## 第6章 付 則

第12条 この規程は、令和5年2月6日より施行する。

(\*2023年2月6日 2022年度第7回理事会承認)